

(4) 連絡調整（林地開発協議）の根拠

森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

[昭和 49 年 2 月 27 日 衆議院農林水産委員会]

政府は本法の施行にあたり、下記事項について、適切な措置を講じ林業の一層の振興に努めるべきである。

記

- 2 開発行為の許可制については、森林の乱開発として問題となっている事案が規制できるようその対象を定める等具体的運用基準を明確にするとともに、開発行為の規制について関係者の意向を十分反映するよう必要に応じ都道府県森林審議会の意見を聞くほか、国・地方公共団体の実施する開発行為についても開発許可制度の創設の趣旨を徹底する等その運用について厳正を期すること。

1 及び 3～7（略）

上記の国会附帯決議を受け、農林事務次官から、昭和 49 年 10 月 31 日付け 49 林野企第 84 号で、各省庁の事務次官あてに、民有林における開発行為の許可制の適用のない開発行為の指導の徹底について、下記の趣旨の申入れを行っている。

記

各省庁において民有林において国自ら開発行為を行う場合、森林法第 10 条の 2 第 1 項第 1 号の国又は地方公共団体とみなされた各省庁所管の法人が民有林において開発行為を行う場合及び各省庁所管の森林法第 10 条の 2 第 1 項第 3 号の農林水産省令で定める事業の施行として開発行為が行われる場合にあつては、森林法第 10 条の 2 第 2 項の許可基準に反することのないように、あらかじめ、許可権者たる都道府県知事と連絡調整することとし、開発許可制度の趣旨が貫徹されるように配慮するとともに関係者に対して十分指導すること。